# 教育令期における小学校教師たちの「体操」科理解: 1880(明治13)年「石川県鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」から

## 大久保英哲

Hideaki Okubo: Understanding of gymnastics classes by elementary school teachers during the *kyoikurei* (1879 Education Order) period in Japan: Analysis of the Ishikawa-ken Fugeshi and Suzu county educational conference proceedings in 1880 (Meiji 13). Japan J. Phys. Educ. Hlth. Sport Sci. 58: 77–90, June, 2013

**Abstract**: The present study was performed to clarify how elementary school teachers in 1880 recognized and understood gymnastics in the context of the first national education system, through analysis of members' opinions expressed in the Fugeshi and Suzu county educational conference proceedings.

The findings were as follows:

- 1. Teachers at that time understood the aims of gymnastics as maintaining the physical strength and good physical posture of children, and considered that every child had already achieved those aims in their daily life. Consequently, one third of the thirty members agreed to completely eliminate gymnastics from the curriculum. Another one third considered that gymnastics merely involved letting children enjoy amusing play, and therefore that "gymnastics" was inappropriate as a course name. Thus, only one third of the members actually agreed to the original proposal for gymnastics.
- 2. Teachers seemed to consider that gymnastics or exercises must be taught by teachers, unlike the natural play that was spontaneous for most children. Moreover, gymnastics was considered boring because children would just imitate their teachers. As a result, gymnastics was considered appropriate only for higher graders. This meant that most teachers at the time did not have detailed information or knowledge about gymnastics, so that for most of them gymnastics was probably synonymous with "amusement time" for children.
- 3. According to the model teaching plan for Ishikawa prefecture in 1880, gymnastics was prescribed as an extra period of ordinary classes for first graders, regardless of sex. However, from the 3rd grade, girls learned manners of behavior instead of gymnastics. In other words, gymnastics was only for boys.
- 4. The content of gymnastics was criticized for a lack of gradual progress, in contrast to lessons in manners for girls. This implies that gymnastics was also considered a means of teaching boys manners that were appropriate for men.

Thus, some new important historical facts about gymnastics during the *kyoikurei* (1879 Education Order) period in Japan were clarified.

**Key words**: gymnastics class in the elementary school in the Meiji Era, Ishikawa-ken model teaching plan, manners of behavior and gymnastics class

キーワード: 明治期小学校体操科,石川県模範教則,容儀と体操

## はじめに

明治期の学校体操については、高島(1904),

真行寺・吉原 (1928), 今村 (1951, 1967), 竹 之下・岸野 (1959), 木下 (1970), 木村 (1975), 能勢 (1995) など多くの優れた先行研究がある. それらによれば, わが国の「体操」科は,

金沢大学人間社会研究域学校教育系 〒920-1192 石川県金沢市角間町 連絡先 大久保英哲 Kanazawa University Institute of Human and Social Sciences, School of Teacher Education Kakuma, Kanazawa, Ishikawa 920–1192 Corresponding author okubo@ed.kanazawa-u.ac.jp

1872(明治5)年の学制中に「体術」と規定され、 誕生した. その後, 1873(明治6)年, 文部省改正 「小学教則」で「体操」と改称され,「体操 毎級 体操を置く 体操は一日一二時間をもって足れり とす 樹中体操法図東京師範学校板体操図など の書によりてなすべし」注1)と、その内容や方法、 用書が示された. さらに文部省は(東京) 師範学 校に命じて新しい教則の編成を指示, (東京) 師 範学校は1873(明治 6)年2月「下等小学教則」を 公表した. 文部省はこの小学教則を基準と認め, 各府県にこれに準拠した小学教則の制定を促し た. この(東京)師範学校制定下等小学教則は 「下等小学教則 第八級 (最初の学年:筆者)」を 例にあげれば、「読物・算術・習字・書取・問答・ 復読・体操」と教科を定め、「体操」は「体操図 に依て授く 以下之に倣ふ」と示され,「上等小 学教則 第八級」では「読物・算術・習字・輪講・ 暗記・作文・体操」とし、「体操」は「時間定り なしと雖も五六分宛一日両三度なすべし もっと も教師の意に任す」と示された. さらに1877(明 治10)年8月,東京師範学校は「小学教則」を改 定し,「体操 体操書による」とした. 豊岡県, 兵庫県, 渡会県, 三重県など各府県では, 文部省 の指導に従って東京師範学校「小学教則」に倣っ た教則を整備するとともに, 文部省が参考書とし て指示した『樹中体操法図』,『(東京師範学校板) 体操図』、『体操書』が、各地で出版されたことが 知られている.

しかしながら1877(明治10)年,西村茂樹は「第二大学区巡視行程」において,「諸県共に其教育する所は知を第一とし徳これに次ぎ身体の教育には敢て意を用ひざるものの如し」と報告,神田孝平も「第六学区巡視録」において「現今教則科目の綱領を挙げればもっぱら知育に傾斜して徳義身体の教育(修身口授課及体操課の設なきにあらざれども之を実施する者鮮し)之を措で顧ざるものの如し」と明治10年前後,「体操」科が等閑視されている状況を報告している(木下,1970, p.40;能勢,1995, p.48). 学制によって「体操」科が誕生し,教則整備こそ一定程度進行したものの,その実態は「事実上の空文規定」(木下,

1970, p. 33)) だったとされる.「体操」がわが 国の伝統とは全く異なった土壌から生まれ,全く 未知の教科であったからである.

わが国の「体操」科が軌道に乗り始めるのは 1878(明治11)年の体操伝習所の設立により、「体操」科の内容として「軽体操」が選定され、その指導者が養成されて、全国の師範学校や中学校に派出されて指導に当たるようになって以降のことであり、その時期は『新制体操法』、『新撰体操書』(共に体操伝習所1882(明治15)年刊行)といった 用書の準備も整った明治10年代後半である.

このように体操伝習所以前の「体操」科に関する先行研究は、学制による「体操」科の誕生と教則が各府県に整備される過程について制度史から明らかにするとともに、体育に関わる概念がどのように形成されてきたのかを思想史・概念史の立場から明らかにしてきた。ただその実態については史料的な限界もあって、地方巡視報告等を用いた能勢(1995、pp. 27-43)の研究、文部省雑誌や各種教授読本、全国の師範学校年報や報告記事などを用いた木下(1970、pp. 33-44)の研究にわずかな記述が見られるのみであった。

そこで、本稿ではこれまで体育史では知られていなかった1880 (明治13)年に開催された石川県 「風至・珠洲二郡教育協議会日誌を用いて、当時の小学校教師たちの発言内容を分析し、「体操」科について彼らがどのような認識や理解を有し、どのような実態があったかについて明らかにすることを試みる.

なお、2郡が位置する能登半島に散在する輪島崎、鳳至町、河井町、鵜入などの村々は当時、北前船の寄港地として船主や船宿も多く、栄えていた地域であった(輪島市史編纂専門委員会、1975、p. 370). また教育にも熱心な地域であり、1872(明治5)~1882(明治15)年に輪島の近郊約100の町村に38の学校(分校・巡回授業所含む)が設置されている(輪島市史編纂専門委員会、1975、p. 467). 1874(明治7)年11月、金沢に石川県師範学校が設立されると、翌年8月には輪島に支校が置かれた(鳳至郡役所、1973)のもそうした地域性を物語るものであると言えよう.

したがって、鳳至・珠洲2郡での議論の内容は、近代教育の開始期を迎えて、熱心かつ意欲的に学校教育に取り組み始めたわが国各地の典型例として見ることができよう。加えて、後述するように、教育令下のこの時期、各学校・地域では文部省の認可を得れば自主的に教則を編成できる可能性があり、それだけに当時の地域や学校現場の実情を踏まえた教師たちの本音の議論が展開されていると見ることができよう。

## 1. 石川県における体操科に関する 規定整備

最初に、石川県における当時の「体操」科に関 する規定整備過程を検討する.「体操」科が初め て盛り込まれた規定は、1874(明治7)年9月29 日の「小学校教則」改定であった.「体操 授業 時間の中五六分宛休暇とし 一日両三度体操をな さしめ或は各課終て後十分許なさしむる等校の適 宜による 其業は師範学校板体操図によるへし」 (石川県, 1972, p. 224) であった. 以後, 教則 は毎年のように改正され、翌年1875(明治8)年7 月の「小学教則条例」では「体操 時間の休暇に 於てす 最も教師意に任す」(石川県, 1972, p. 268) とされた. 1876(明治9)年の石川県師範学 校科目表においても,「体操」は科目としては掲 げられているが, 配当内容欄はすべて空欄であ り、教則凡例には「裁縫体操は此時間外たるへし」 (石川県, 1972, p. 335) と事実上教科外の扱い であった. 翌年1877(明治10)年, 石川県師範学 校学科表に体操が掲げられているが、やはり配当 内容欄はすべて空欄である. また女子師範学校は 体操に代えて「嬉戯」を掲げているが、これには 「当分欠く」の但し書きが付されている. 1878 (明治11)年1月「小学科準則」では「体操 体 操書に依り毎日三十分之をなさしむ 但時間を伸 縮するは教員の意に任す 女子は体操を喚ふるに 遊戯を以てす」(石川県, 1972, p. 507) として いる. また, 高等小学校に当たる「第三号女児小 学準則」教科表では「裁縫」「容儀」の次に「遊 戯」を掲げ、「体操」に代替している. この「小 学科準則」は1879(明治12)年にも適用されている.

つまり、石川県では文部省の指示に従い、東京 師範学校の教則等に倣って一見忠実に教則整備と 「体操」科規定の整備を進行させているが、女子 については「遊戯」等に代えたり、「当分欠く」 などの猶予規定を設けて消極的な姿勢を示してい た. また体操参考書として『体操図』や『体操書』 の指示もなされているが、ただし石川県内で刊行 された記録は見られない.

なお、石川県内では、1874(明治7)年から 1879(明治12)年にかけて、「金沢医学校」でオランダ人医師ホルトルマンやスロイスによる体操論講義と唖鈴やミルを用いた実技指導が行われており(大久保、1998、pp. 115-129)、小学校レベルでは明治11年10月3日、明治天皇が石川県師範学校を視察した際、校庭で附属小学校上等生徒と市内育英小学校生徒計300余名が「体操技芸」を行った「天覧体操」の記録が見られ、1878(明治11)年1月「小学科準則」に示された『体操書』に基づいて徒手体操が行われたのではないかと考えられている(大久保、1998、pp. 40-43). すなわち「体操」科の実施が全く空白であったわけではない。

# 2. 石川県鳳至·珠洲二郡教育協議会

#### (1) 教育令改正と石川県小学校模範教則

1879(明治12)年9月27日,学制の中央集権的,強制的政策の行き詰まりを打破し、また高揚する自由民権運動対策の意味合いもあって、自由主義的傾向を持つとされる教育令が公布された(日本近代教育史事典編集委員会、1971).この教育令を受けて1880(明治13)年4月30日,石川県小学校模範教則(以下「模範教則」と略す:筆者)が制定された。教育内容の改善をはかり、また福井・富山両県を併合して大県となった石川県が管内教育の一元化をめざしたもので、金沢にあった第一師範学校(石川県師範学校)練習部(附属小学校)で実施した教則を模範として、漸次県下に普及させようと意図したものであった。した

がって、この「模範教則」は福井県、富山県にも 適用されたわけであり、その影響は極めて大きか った.

この「模範教則」では満6歳から11歳まで、 第五級から第一級に至る5つの学年段階を設け, 1つの級(学年)を前期・後期の2期に分け、期 末に試業を経て進級させる一般教科のほか、第三 級以上の女子には「裁縫」と「容儀」を課し、高 等小学科を希望する者は第二級を卒業すれば進め るものとした. また男子には本人の希望と土地の 情況により農工商のうちの1科を授けるなどが 規定されていた. 教育令の公布によって, 各学 校・地域では文部省の認可を得れば自主的に教則 を編成できる可能性があり、各郡区で審議された 形跡が見られる. 石川県下では錦城小学校(現加 賀市)や宇出津小学校(現鳳珠郡能登町)で独自 な編成がなされたと伝えられている(石川県教育 史編纂委員会, 1974). 今回取り上げる石川県 鳳至・珠洲郡もそのひとつである.

## (2) 史料「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」

本研究で用いた,「能登輪島住吉神社」所蔵になる「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」は,1880(明治13)年7月10日から8月1日までの20日間,現在輪島市に位置する豪訓小学校の階上で開催された「模範教則」を審議する鳳至・珠洲二郡の協議会の模様を伝えるものである.

両郡の小学校教員約30名(日によって一部入れ替えあり)を会員に、教則内容と説明書を審議し、両郡としての採択の是非を議論した.酷暑の中、延々20日間にわたる質疑討論の模様は詳細に記録され、連日数十名の傍聴者が詰めかけたこと、議事規則注2)が制定されて、合理的な議事運営がなされていたことなどが注目される.また自由民権運動の影響を受けて、議事の進め方をはじめ、一つ一つの議論が極めて白熱していることも特色である.なお、発言記録には会員番号(原文漢数字)と共に姓名が付されている.番外とあるのは原案説明者の石川県師範学校教員(県学務委員)である.原文は漢字カタカナによる毛筆の速記体の文章と記録者の要約文または補足説明文、

それらの訂正や削除線などが混在し、誤字略字等 も多数見られることから、原意を損なわない範囲 で簡略化した現代文として示す<sup>注3)</sup>(写真1参照).

## 3. 体操科をめぐる論議

## (1) 「容儀」と「体操」

「体操」科について最初に議論されるのは、1880(明治13)年7月11日の「尋常小学校教則」第三級「容儀」についての第二次会(逐条議)の審議の中であった。入学して第五級から開始され、第一級に至る学年段階のちょうど真ん中に当たる学年が第三級である(表1参照)。

41番 (大島) 「容儀とはどのようなものか」

10番(荒井)「容儀とは則ち行儀のことである.例えば、配膳のしかた、起ち居振舞に関する礼儀のことであり、男子の体操の代わりに教えるものである」

17番(芳野)「容儀も試験するのか」

32番(茶谷)「試験は必ず行うであろう」 10番(荒井)「先ほど申した通り、女子 の容儀は男子の体操に代わるものである。で あるならば、試験は当然行わないものと考え る」

41番(大島)「容儀は訓ずれば,かたちののりのことである. それなのに,10番会員が体操と同様に言うのは了解しがたい」

10番(荒井)「成程容儀はかたちののりのことである。したがって、体操の性質と容儀の性質を論じるならばもとより同じではない。けれども、身体を運動せしめ、体力を養うという一点においては同一の目的であり、同一の精神である。これが先ほど同様と言った意味である」

47番(室田)「試験不要の点は,10番と 同意見である」

17番(芳野)「容儀と体操云々については、10番会員の説明にてほぼ了解した.けれども、体操は各級とも同一であるのに対し、容儀は級別に差異があるのはなぜか」

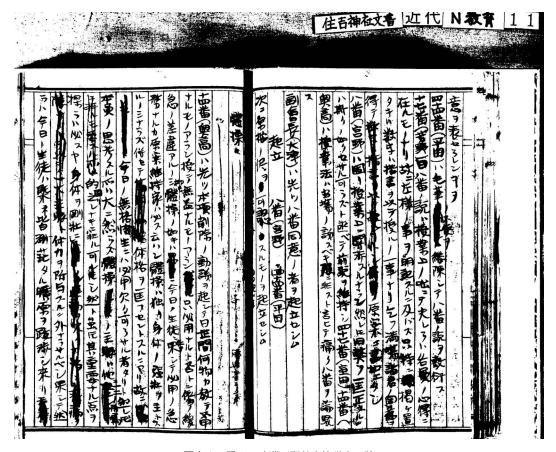


写真1 鳳至·珠洲二郡教育協議会日誌

21番(大津)「先刻より各員の討論を聞いていると、往々試験の有無に論及する事ばかりである。これは議題に関係のない事であるから、会長から差止められるよう、お願いしたい」

47番(室田)「本員は17番の質問に答えたい。容儀を級毎に区別したのは、生徒の脳力と事がらの難易に応じたためと考える」

41番(大島)「本員は男子にも容儀を課したいと思う」

17番 (芳野) 「先ほど21番会員の提案があったが、まだ採用されていないので発言する. 本員はやはり試験の有無で所見を異にするので、試験をするか否かについて、是非決議を取ってほしい」

32番(茶谷)「試験の有無に関らず、本項を審議すべきである」

8番(宮野)「賛成である」

14番(奥高)「容儀は,とうてい実際には行い難いものである.本項は削除するのがよいと思う」

47番(室田)「本員は原案を可とする」 32番(茶谷)「本員は適宜に授けるとしたい」

21番(大津)「本項は市街には必要だろうが、村落には不必要である.したがって、 村落では実施しないことにしたい」

この採決の結果、結果的に「村落には容儀を削除」案賛成8名、「適宜授ける」案に賛成9名、原案賛成14名と、修正案、原案ともいずれも過半数に達せず、小委員会で審議することとなった(注2参照).

7月15日も「第三級前期」の教則を逐条審議した. ここで議論されている「口授」とは、「口授

表 1 明治13年石川県小学教則(模範教則)の教育課程例

 学年	期	教科	科目	週当時数	内 容
尋常小学校第五級	前期	باب عبد محدد علب	読書	6	伊呂波仮字五十音濁音清音数字並に字綴の応用を授く
		文学	書取	6	平仮字片仮字を書取らしめ兼ねて平仮字にて容易き詞を取らしむ
		庶物指数		5	日用什器製造品及ひ動植鉱物等を教ふ
			修身		応報の理及ひ徳義行の一端を諭し併せて児童の履行すへき礼儀を授く
		口授	養生	3	飲食に関する事等を諭す
			日用枢事		生徒の住所父兄の姓名等を知らしむ
		算術		4	数目及ひ命位四位以下を授く
		習字		6	仮字及ひ数字の類を授く
		体操			毎日他課時間外大約三十分以下之に同し 諸種の嬉戯及ひ運動をなさしむ
		週当合	計時数	30	
尋常小学校第三級			読書	6	前期に同し 且句章の結構を教ふ
		文学	書取	0	日用文字及ひ書牘に要する男女相応の字句を書取らしめ併せて簡短の
			作文	3	文を作らしむ
		庶物指数		2	前期に同し
		口授	修身		前期に同し
			養生	2	前期に同し 且運動及ひ心気に関する事等を論す
			日用枢事		貨幣紙幣等の事等を知らしむ
		地理		4	日本国の部を授く
		歴史		2	地球上人類の蕃殖及ひ其開化沿革の概要を授け日本の史に及ふ
		算術		5	乗法及ひ其応用併せて除算九々を授く
		習字		6(女 4)	女児は4時 前期に同し
		裁縫		女 2	雑巾の類にて素縫平刺等の運鍼に慣れしむ
		容儀		女	毎日他課時間外大約三十分 以下之に同し 起居挙動及ひ礼節に慣れしむ
		体操			女児は適宜たるへし 以下之に同し 前期に同し
		週当合	計時数	30	
尋常小学校第三級	後期		読書	4	前期に同し
		文学	書取	3	前期に同し 且受取証文及ひ書牘文を書取らしめ併せて短簡の書牘文
			作文	5	を作らしむ
		庶物指数		2	前期に同し
		口授	修身		前期に同し
			養生	2	前期に同し 且運動及ひ心気に関する事等を論す
			日用枢事		日用枢事 通信の事等を知らしむ
		地理		4	万国の部を授く
		歴史		4	日本の史を授く
		算術		5	除法及ひ其応用を授く
		習字		6(女3)	前期に同し
		裁縫		女 3	木綿色紙及ひ単衣類の縫方に慣れしむ
		容儀		女	前期に同し 且品物の進方に慣れしむ
		体操			前期に同し
		週当合	計時数	30	

一週二時 修身 前期に同じ 養生 前期に同じ 且運動及ひ心気に関する事等を論す 日用枢事 貨幣紙幣の事等を知らしむ」との原案のことであ る. またここでも,「容儀」が「体操」との対比 で議論されている.

8番(宮野)「口授科中,心気に関する事とはどのようなものか」

番外(上村)「心気とは即ち精神のことである.故に医師,学士,官吏,教員等のように精神を役使し,心気を凝らす業をしている人々は,しばしば運動しなければならない. そうでなければ,疲労が甚しい時に発病することがあると聞き及んでいる」

(略)

10番(荒井)「容儀科中の起居挙動とはどのようなものか、思うに、体操の代わりにするものか」

番外(上村)「起居挙動とは、即ち、たちいふるまいという意味であり、足の運び方、起ったり座ったり、或いは人の前を通り過ぎる時など、様々の心得がある、などと教えるものである。体操とは全く性質を異にするが、身体に関するという点は同じである」

「容儀」は、第三級に進んだ段階で女子のみに 課され,「模範教則」では「毎日他課時間外大約 三十分 以下之に同し 起居挙動及ひ礼節に慣れ しむ」としか記されていないが、1881(明治14) 年にはさらに詳しく,「容儀は中等科に至て之を 課し 起居挙動品物の進方起回諸物の受取配膳方 併に飲食法に慣れしめ 且諸心得方を知らしむる のほか、祝いの儀式に慣れしむへし 凡容儀を授 るには古例に泥ます虚飾に流れす 務めて民間日 用に適するものを専らとし授るを要す」と示さ れ、日常動作や儀式での行儀・作法を教授する教 科であった. 男子教員たちにはそもそも「容儀」 とは何をする教科なのかが理解されていなかった が、女子に起ち居振る舞いという身体動作を教え る教科であるとの説明を受けて、それならば男子 の「体操」に対置されるのではないかと理解した のである. すなわち,表1の如く,入学段階で は男女の区別なく毎日授業時間外に30分「諸種 の嬉戯及ひ運動」をさせることで「体操」科が行われるが、中学年である第三級に至った段階で、男子には引き続きそのまま「体操」科を課したが、女子には同一時間を「容儀」科として課したことが分かる.10番(荒井)の「(容儀の)「起居挙動」というのは体操の代わりにするものか」という質問は「容儀」の中で「体操」科で行っている身体運動をさせなくてよいのかという意味でもあったと思われる.また男子の「体操」時に女子の「容儀」を課すのであれば、女子の「体操」は別時間に課さない限り、事実上行われないことになり、「体操 女児は適宜たるへし」(表1参照)の文言整備はそのような状況を追認する役割を果たすものであったと考えられる.

ちなみに女子のみに課される「裁縫」は「模範教則 第三級前期」では2時間,同後期からは3時間に増えるが,この減殺先は「習字」6時間である(表1参照).第三級後期の審議中,25番(生熊)は「習字時間割を見ると男児は6時,女子は3時である。その理由は何か」と質問し,番外(上村)は「女子は3時間でよいというわけではないが,男女ともに1日の修業時間が5時間であり,女子に裁縫を加えようとすれば,勢い各教科の中から減殺するしかない。やむを得ないのである」と答えている。すなわち,女子には「容儀」と「裁縫」といった「女紅」科目が優先的に課され,「体操」は「容儀」によって,「習字」は「裁縫」によってそれぞれ代替されたことになる。

次に、興味深いことは、「体操」科と「容儀」 科が互いに匹敵する教科なのかどうかについて議 論が交わされていることである.これは17番 (芳野)が指摘したように、「体操」科の内容が全 級同一(空白)であるのに対し、「容儀」科の内 容は級ごとに区別されていることの差異を問うも のであった.「容儀」は、「起居挙動及ひ礼節に慣 れしむ」(第三級前期)から始まって、「品物の進 方に慣れしむ」(第三級後期)、「起廻しに慣れし む」(第四級前期)、「諸物の受取渡に慣れしむ」 (第四級後期)、等と教材内容が段階的に発展する のに対し、「体操」科が「前期に同し」と全く変

わらず、教材の発展的段階を示しえないというのでは、試験も行えず評価もできないことになり、「容儀」科に比しても教科としての体を成していないのではないかと批判したことになるからである。

それは男子の「体操」科は級別配当が空白である以上試験はできないので、それに匹敵する「容儀」科も試験は不要ではないかという10番(荒井)の意見にも表れている。なお、7月16日の審議の中で、番外(上村)は「容儀」は『女の躾』という書に基づいて教え、「試験しない見込み」であると答えている。

さらに、女子の起ち居振る舞いを「容儀」科として教えることが必要ならば、男子にふさわしい「容儀」もあるのではないか、男子にも「容儀」を課すべきなのではないかという趣旨の41番(大島)の発言も注目される.このことは7月15日の別な議論の中で、46番(関)も「容儀は女子に限り授けるというのはどういう意図か」と質問し、番外(上村)は「容儀は形容を付することを主旨としており、礼節を授けるということとは大きく目的を異にしている.女子には可であるが、男子にこれを真似させることは不可である」と答弁している.

すなわち、「容儀」科の内容は女子用なのであり、男子用の容儀ではないと述べているが、男子用の容儀の必要性が否定されたわけではない. 女子の「容儀」科に対置され、身体に関わる点では同じとされた「体操」科の中で男子の容儀が教えられるのであろうと理解した教員もいたのではないかと思われる.

さて、女子に「容儀」科を課す理由が了解されたとして、では現実的に誰がそれを教えるのかという問題があった。石川県女子師範学校は1876 (明治9)年に31人の卒業生を送り出したが、以後1882(明治15)年までは年間数名の卒業生を出すにとどまっており、6年間を合計しても40名の女子教員を送り出したに過ぎなかった。1884(明治17)年段階の調査によれば、鳳至郡には51校の小学校があったが、教員は訓導・准訓導合せても39人、その中で女子教員はわずか5名であった

(輪島市史編纂専門委員会,1975). すなわち,町場の学校ではいざ知らず,生活の厳しい村落も多い鳳至・珠洲郡の小学校で,しかも女子教員が極めて少ない状況では,「容儀」科はとても教えることはできず,削除ないし適宜実施するという緩和規定を設けるのが現状に合っているという14番(奥高),32番(茶谷),21番(大津)の主張も当時の現状からすれば無理のないことであったろうと思われる.

なお、能勢(能勢、1995、p. 42)によれば、1876(明治 9)年 9 月京都府は「女子体操に代ふるに諸礼を以てす」と定め、1877(明治10)年の京都女学校給費性規則も「体操遊戯の時間を以て絃歌を教ゆ 但し正雅の曲を選び教へて気血を和し淑徳を養ふ」としている。さらに、奈良県も1875(明治 8)年、「上等小学は勿論下等小学と雖も男子の体操時間を以て女紅を教ふる事」としている。こうした男子の「体操」と女子の「容儀」(ないし女紅)が同一時間に課されることで、女子の「体操」科が事実上行われなかった状況は石川県に限ったことではなかったことを物語っている。

#### (2) 「体操」科の審議

1880(明治13)年7月18日, 尋常小学校第五級前期の教科毎に第二次会(逐条議)の審議が行われ,順次原案を可決,「体操」科の審議に移った. 原案は以下の通りであった.

「(第五級前期) 体操 毎日他課時間外大約 三十分 以下之に同し 諸種の嬉戯及び運動 をなさしむ!

冒頭,14番(奥高)から「本項全面削除」の 動議が提起され、波乱含みの審議となった.

14番(奥高)「世の中には教えて不要なもの、授けて無益なるものがあるわけがない。ただその必要度に緩急の差異があるだけである。そもそも体操の如きは今日の生徒にあって、果してその必要性が急務であろうか。原案支持者はきっと言うであろう。体操はひとり身体の強壮を主とするのみならず、併せて体格を匡正するものであると。だか

ら、今日の不恰好な生徒には必要欠くべから ざるものであると、然れども本員の思考する 所は大いに然らず、体操はもとより、なくて もよいものではない、その主眼は他に一二の 附属的なものがあるけれども、体操の最も重 要な点を探るならば、必ずや身体を剛壮に し、体力を付与するに外ならない、果して らば、今日の生徒は概ね皆渺茫たる**嚝** を跋渉してやって来る、新鮮な空気を吸収 している者だけであり、何の不足があって、 この上体操を課そうとするのか、このような 運動を行わせようとするのは、本員から見る と、不急の科目であって、削除を欲する所以 である」

7番(館石)「(14番に)賛成である」

8番(宮野)「(これに反駁して)もし**嘴** 野を歩き,新鮮の空気を呼吸しているからと 言って,どうして体操を削除すべきであろう か. (一部判読不能箇所あり) 14番が附属的 だと言ったあの恰好のことは,体力養成と共 に体操の二大主眼である. もっともこの級は 初めて体操を行うのであり,ようやく六歳前 後の児童を教える所なのであるから,諸種の 嬉戯で十分であると思う. したがって運動の 文字は先ず削りたい」

15番(小竹)「原案にて可なり」

33番(松橋) (頁端のため判読不能であるが、副会長(大津)が議決の際に「先つ33番の説、諸種に代るに無害の字を以てするを可とするものは起立すへし」と発言しているため、「無害の文字を付け加える」案であったことがわかる)

32番(茶谷)「これに賛成する」

17番(芳野)「8番に賛成する.33番,32番には申し訳ないが、何も謬を見ないのであろうか.害なきの文字を(嬉戯に:筆者)冠しておかなければ、中には危ない嬉戯もあるであろうだと.苟も教員、親しく児童を教授する身にあって、どうしてそのような無分別の痴れ者があることだろう.33番等は様々な事柄に無害の文字を明記しなければ、も

し児童に妨げや害がある事であっても、必ずこれを行わせようとするつもりか. 近頃抱腹の至りである!

8番(宮野)「午前にもちょうど申し述べた通り、運動は摸るものであり、上の級に至らないうちは、さほど功益はないものと信じる. 諸君乞う、本員の削除説に賛成あれ」

9番(生嶋) (声に応じて)「8番に賛成する」

10番(荒井)「幼半より運動しなければ、筋肉の自由を得ることはできない.8番会員はどういう点に着目して、上の級に至らなければ無益だと言うのか.切に望む、自説を猛省して放棄すべきである.これ蓋し8番の8番たるを得る唯一の途であろう」

(略)

41番(大島)「本員は14番に賛成する.けれども(運動が)不要というのではない.この級の生徒は極めて年少なれば、遊戯のみにて可だからである.別に体操の、運動のと事々しくするには及ばない.もっとも遊戯なるものは別に科目に掲げなくとも、自ら実際に行われるものである.したがって、体操の効用や体操の適度については上の級に至って論ずるべきであろう.故にこの級に於いては14番の説に起立せざるを得ない」

議論は沸騰し、会員はこもごも立ち上がって、「相駁し、相論し、殆と終極なきか如きも、畢竟前説を反覆するに過きざれば、為に会員中二三倦厭の色ある者なしとせず」と延々と続いた。やがて副会長(大津)が「この項目については、各員からまだまだ議論があると思われたので、しばらく発言を自由にして、充分意見を承ってきたところである。しかしながら、最早論種も尽きたようなので、議決に取掛りたい」と、採決に入った。結果は33番(松橋)の「無害」の文字を付け加える案に賛成2名、8番(宮野)の「運動を除く」案に賛成8名、14番(奥高)の「体操全面削除」案に賛成10名、原案賛成に10名といずれも過半数に達せず、小委員会で審議を行うこととなった。実に30名中、原案賛成者は3分の1に過ぎ

ず、多くは「体操全面削除」ないし「一部削除若しくは修正」だったことになる.

この中でまず「運動」と級(年齢)の関係をめ ぐって行われた議論に着目しよう.8番(宮野) は「6歳前後の児童には遊戯で十分であり、運動 は不要である」「運動は摸るものであり、上の級 に至らないうちは、さほど効果はない| 旨の発言 を行っている. ここで言われる摸る運動とは、す なわち教師の動きを単純に真似てコピーする運動 であり、下の級では効果がなく、上の級で行われ て初めて効果が見られる運動だというように受け 止めているものと見られる. もっともこれは10 番(荒井)によって、「幼小より運動しなければ、 筋肉の自由を得ることはできない. 運動は上の級 に至らなければ効果がないという8番の発言根 拠は何か」と、強く反駁されている. 41番(大 島) はこれに対して「運動が不要というのではな いが、年少の児童たちには遊戯だけで十分であ る. 体操, 運動などと特別なことをするには及ば ない. しかも遊戯はわざわざ科目に掲げなくと も、子どもたちは自発的に行うものである。第五 級ではしたがって体操を全面削除してよい. 体操 の効用や体操の適度といった問題についてはもっ と上の級のところで議論すればよい」という旨の 発言をしている. 41番(大島)が運動と体操を どのように区別して用いているかは明確ではない が,遊戯(嬉戯)と違って,運動や体操は教師が 事々しく取り上げて真似をさせる運動であり、た めに低学年では児童の興味を欠き、高学年(級) に至ってようやく教えることができるという旨の 発言内容を当時の体操参考書と照らし合わせれ ば、体操や運動とは恐らく『体操図』『体操書』 等の形式的徒手体操ないし『体操書』に見られる 器械を用いた体操が念頭にあるのではないかとの 推測が可能であるように思われる.

また明治10年「石川県幼稚集遊場設立備考」では、遊戯として「輪回し」、「弄球」、「積畳」、「旗遊」を指示している(石川県、1972、pp. 419-421). ここで議論されているのは小学校であるから、これらに止まるものではないと思われるが、子どもたちが教科時間外に自発的に行う遊戯

ということからすれば、教師がわざわざ教えるほどのものではなく、せいぜい「害なき遊戲(嬉戲)」という文言を付け加えたらどうかというのが33番(松橋)32番(茶谷)の説であり、そのような言わずもがなの文言は不要であるというのが8番(芳野)の意見であったと思われる.

翌日,7月19日午前9時40分,会長(瀬川)は「昨日の会議で各過半数を得なかった体操と書取の二科も只今の小会議にてほぼ纏まりたる様なれば、これより本会を開き、更にこれを議決すへし、先つ体操の項に付、簡短にその主旨をのみ発言ありたし」と開会を告げ、8番(宮野)が「余は素より運動を削除するの動議者なり、その主意は前会に於て述べ尽したので、更に贅せす、乞う、各員の賛成あらん事を」と演説した後、会長(瀬川)の「8番の運動削除説に同意の者は起立すべし」との声に起立17名で過半数となり、「運動削除」案が可決され、修正案として成立した。

こうして「尋常小学校第五級 前期」で「運動」 が削除された後は、例えば7月20日「尋常小学 校第五級 後期」でも、同様の議論が展開されて いった.

8番(宮野)「前期と同じく,ここも運動 を削るべきである」

28番(柿本)「前期に同じ. 且運動をなさしむと修正し,前期に拘らず,運動せしめたい」

採決の結果は、15対17と、8番(宮野)の説即ち「運動を省く」案が修正案として成立した。ただし、この採決に見られるように、運動を省くか否かについては賛否が拮抗しており、この後も繰り返し議論に上り、後述するように最終的には原案に復帰している。

ところで、冒頭に14番(奥高)から提出された動議は「体操」科そのものの削除案であった。その理由は、14番(奥高)によれば「体操」科の目的は、①身体の強壮、②体格の匡正であるが、主たる目的は「身体を剛壮にし、体力を付与する」点にあり、その点から見ると、児童は皆普段から広原を歩いて運動し、新鮮な空気を吸っており、目的を達成している。したがって、「体操」

科そのものが不必要というわけではないが、急いで実施しなければならない教科ではないという理由である。そしてこの意見はただちに7番(館石)の支持を得た。これに対して8番(宮野)は、「体操」科そのものの削除には反対したが、入学したての6歳児を対象とするのであるから、「諸種の嬉戯及び運動をなさしむ」だけでよいのではないかとの修正案を提出したことになる。なお8番(宮野)は「体操」科の目的を体力養成と共に「格(恰)好」すなわち体格ないし姿勢矯正にあると考えていたことも分かる。これに対し、15番(小竹)は原案支持を表明、33番(松橋)、32番(茶谷)は8番(宮野)に反駁したものと見られる。

さて、7月20日には「尋常小学校第四級 前期」 の体操に関する議論が行われている. 45番(中 村)から、「東京幼稚園で行っている運動唱歌を 女児の運動へ加えたい | と動議が提出されたが、 賛成者がなく消滅し,他に異議なく原案に決した と記録されている。東京幼稚園というのは1876 (明治9)年11月に設立されていた東京女子師範学 校附属幼稚園のことと思われる. 同幼稚園では当 初仮規則で保育科目として「遊戯,運動,談話, 唱歌, 開誘」をあげ, 毎日11時より12時まで, 「遊戯 運動」を行うことが示されていた. 1877 (明治10)年7月の規則改正によって、保育科目 は「物品科,美麗科,知識科」の3科となり, 「唱歌,体操,遊戲」など25の子科目が指示され ていた.遊戯は毎日「一時半」とされ、欄外に 「但し保育の余間に体操を為さしむ」との記述が みられる. さらに1878(明治11)年2月にも幼稚 園規則が改正されたが,「遊戯」が「遊嬉」に変 わった以外に大きな変更はない(湯川,2001, pp. 213-221). 附属幼稚園で行われた「遊嬉」と は、雅楽調の比較的ゆるやかな曲に合わせて、五 七調の歌をうたい、輪の形に連接し、保母の指示 に従って演技する(湯川, 2001, pp. 204-205) ものであった. 45番(中村)の提案した「運動 唱歌」はおそらく東京師範学校附属幼稚園の「遊 嬉」であると思われるが、45番(中村)以外は そのような知識がなく、賛成者がなかったのではないかと推測される。ちなみに石川県から「幼児保育法取調」のため、東京女子師範学校に2名の女性教員(石川県女子師範学校補助教員井口織兄と鳳至郡鳳至小学校六等訓導若島藤枝)が派遣されたのは、1884(明治17)年のことであった(大久保,2007)。

いっぽう、小学校において「体操」科が「諸種の嬉戯をなさしむ」だけでよいのかという問題は、7月28日「尋常小学教則 第五級 前期 体操」の所で再燃する.32番(茶谷)が「元の原案通り運動を加へたし」と提案し、11名がこれを支持したために、議題として取り上げられ、再び審議が行われた.

44番(平田)「六歳の小児に運動といっても、実際は行われない案である.原案可なり」

47番(室田)「何が故に行われないと言うか,もし初めての事で難しいと言うのであれば,当期には何一つ教えるものがないであろう.32番の動議可なり」

すなわち、44番(平田)は「六歳の小児に運動といっても難しく、実際は行えない」との現実的な意見を吐露したのに対し、47番(室田)は「初めての事で難しいと言うのであれば、当期には何一つ教えるものがない」と反論、教師の工夫や努力で教えるべきだという正論を示したものであろう。

このような審議の末、会長(瀬川)は採決に移った.結果は、32番(茶谷)の新たな修正案「元の原案通り運動を加える」案に賛成15名,旧修正案すなわち「運動を削除する」案賛成14名であった.こうして僅差で新たな修正案が採用された.この「第五級前期」は最初の級であり,以下「前期に同し」とされるため、結局「体操」科は「体操 毎日他課時間外大約三十分 以下之に同し 諸種の嬉戯及び運動をなさしむ」の「模範教則」原案に復したことになる.

木下 (1970, p. 39) は1874(明治7)年当時の「体操」科では、「遊戯」や「遊歩」と同一視され、「遊戯」が「体操」の代用品とみなされた事例が

あること,伊沢修二が「体操」は低学年には適さないから,代わりに「嬉戯」を課すよう主張していることなどをあげて,明治初年代の体操は「遊戯をも含めた広義の体操,すなわち運動一般を意味していた」と述べているが,1880(明治13)年当時の現場教師たちの「体操」科認識や理解も同様であったことが分かる.

## おわりに

1880(明治13)年鳳至・珠洲二郡教育協議会は,石川県「模範教則」を原案通り採択して同郡の教則とした。「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」はその内容を克明に記録した第一級史料である。その発言内容を分析したところ,「体操」科は最終的には「模範教則」原案に決したものの,その過程で様々な議論や修正案が提出されており,それらを通して当時の現場教師たちが抱いていた「体操」科理解の状況,困惑や疑問,さらに「体操」科の実施実態の一部が明らかになった。それらは次の様にまとめられる。

- (1) 会員となっている教師たち30名のうち、3 分の1は、「体操」科の目的を「体力」と「姿勢(格好) 匡正」と捉えており、日常生活の中での広原跋渉、新鮮な空気を吸うなどの運動で十分その目的を達していると考え、「体操」科そのものは必要だとしてもその実施は急ぐほどのものではないと考えて、教則から「体操」科そのものを削除する案に賛成している.
- (2) また3分の1は「体操」科の内容として 児童が自発的に行う「遊戯」のみでよく、「運動」 ないし「体操」は厳密には区別されないままに単 に真似をする「運動」として理解され、ために上 級に至らなければ効果もなく、わざわざ教えるほ どの必要性はないとして、「運動削除」案に賛成 している。
- (3)「模範教則」は「体操」を授業時間外の扱いとし、入学後の第五級では男女ともに課しているが、第三級から女子に「容儀」(授業時間外)が課されると、それが優先され、同一時間を女子に「容儀」、男子に「体操」を配当したため、実

質的には「体操」科を課されるのは男子のみであった状況が明らかとなった.

- (4)「容儀」科の学年配当に進捗性が見られるのに対し、それに匹敵する男子の「体操」科は「前期に同じ」とされて学年配当も示されていないことへの疑問が投げかけられていた。したがって「体操」科が試験できないために、結果的に「容儀」科も試験しないことになったのであるが、このように対置される教科との比較の中で、「体操」科の教科としての存在理由に疑問が投げかけられていたことが分かる。
- (5) また「容儀」が女子用の「起ち居振る舞い」を教える教科であるとしてその必要性が理解されたのに対応して、男子の「起ち居振る舞い」を教えることも必要であり、それが「体操」科の内容に期待されたと考えられる発言を確認できる.
- (6) 『体操図』や『体操書』に見られる形式的 徒手体操ないし器械を用いた体操と推測される 「運動」や「体操」は教師が「事々しく」取り上 げて教える運動であるが、児童はそれを単に真似 るだけの教材であり、興味が乏しいために教材価 値に乏しく、低学年では無理であり高学年でかろ うじてできるのではないかと教師たちは受けとめ ていたと推測される。すなわち、教師たち自身が 「体操」科の目的や教材価値、指導法などについ て確たる知識を持っておらず、「体操」科が事実 上教科時間外の児童の遊び時間として放置された 状態であったのではないかと思わせる。

ところで、石川県に体操伝習所の「軽体操」の 内容が初めて盛り込まれたのは1881(明治14)年 の「石川県小学教則」である。この中では「容儀 体操は此(授業時限)時間の外たるへし」(石川 県,1972, p.669)とやはり時間外であることは 変わらないが、「体操 初等科に於ては遊戯徒手 運動を授け中等及高等科に於ては器械運動をなさ しむへし 凡体操は児童の年齢と健否に応し遊戯 及運動の方法を酌量し 務めて其歓娯を導き漸次 躯体の強壮を致さん事を要す」(石川県,1972, p.674)と、初等段階で遊戯徒手運動、中等及高 等科に進んで器械運動(唖鈴棍棒などの手具器械) を行うこと、児童の年齢と健否に応じた遊戯及運 動の方法を考慮し、楽しみつつ、次第に身体の強壮を図ることを目的とすることが明記された.

さらに1882(明治15)年には「体操は気血の運 動を善くし身体を強壮にし且其術に熟するを主旨 とす故に徒手又は棍棒唖鈴等諸器械を用いて種々 の運動法を授け筋肉の伸縮其度を得 血液の循環 其宜に適し 並に小学児童に授くへき遊戯及ひ運 動の方法を練習せしむるを要す」(石川県, 1972, p. 754) と、体操伝習所の成果が本格的に石川県 に導入されていった. すなわち, 筋肉や血液循環 の医学生理学的知識に基づいて, 気血の流れをよ くする,身体を強壮にする生理学上の目的ととも に,「其術に熟する」こと自体が目的とされて, 徒手や手具器械を用いた様々な運動法が示されて 教材が拡大し,小学児童用の遊戯や運動法までも 教授されることとなったのである. これに伴っ て, 石川県では1882(明治15)年1月から7月ま で、石川県師範学校教員和田権五郎を体操伝習所 へ派遣したのを皮切りに、1885(明治18)年に至 るまで4次にわたって計8人,全国最多の伝習 員を派遣して、新「体操」科の摂取に努めた. こ うして石川県にもたらされた「軽体操」を主とす る新「体操」科において、それ以前の「体操」科 が直面したさまざまな課題がどう克服されたの か, 教師や生徒たちが「軽体操」をどう理解し, どう取り組んでいったのかについては、稿を改め て検討することとしたい.

#### 付記

新たに判明した「遊戯」(嬉戯)に関する次の議論を補足しておきたい. 7月15日午後の審議の中で30番(徳木)は「諸種の嬉戯とあるが,如何なる遊具を用いたらよいのか. 独楽(こま:筆者)などのほかには何も珍具がないのが実情であり,練習部(附属小学校:筆者)の景状を承りたい」と質問している. これに対して番外(上村)は,「別に珍しい器具があるわけではない. しかし独楽の如きはややもすれば害がないわけでもなく,男児ならばなるべく打毬(うちまり:筆者)とか,女児ならば羽子突(はねつき:筆者)などの無害物を用いたい」と答弁している.

注

- 注1) 教則原文は旧漢字送りカタカナ文であるが、本稿では読みやすさを考慮して、原則的に新漢字及び送りかなを用いた。以下同様である。
- 注2) 議事規則は全部で18条からなっている.ここでは本論文に関係する議事進行に係る規則のみを取り上げる.まず第一条では「凡そ会議時間は五時間を以て目安とし其開閉は会長の指揮に依る」と会議時間と会長権限が明記される.第二条では「会員着席順次は予め抽籤を以て之を定め毎会席に着くものとす」と厳密に席次指定がなされ,また,発言は挙手により会長の許可を得たうえ,討論の相手をすべて番号で呼ぶとともに,相互ではなく,必ず会長に向かって演述をする(第6条,7条)として,客観的かつ冷静な議論が行われるよう規定されている.議案の成立には「議案の可決は通常三次会を経て決定するものとす 其順次左の如し」(第3条)とされ,議案の成立が3段階の議決を経ることが定められている.

まず「第一次会 総体論」において,議案の説明(第三条第一項)と質疑(同第二項)後,「第三項 質問既に終れは会員は議案総体に付可否の討論をなすへし」と先ず議案の趣旨について議決が行われる.この段階で議決された議案は「第二次会 逐条議」に送られ,逐条ごとの審議が行われる.もし議案若しくは修正案が過半数に満たない場合には選定された委員による小会議に付して審議し,それを全体会議に戻す(同第六項).この時に修正案が可決された場合には「之れを修正案となし原案と共に第三次会の議案とす」(同第七項)と修正案と原案が共に第三次会(確定議)へ送られることが特色である.

「第三次会(確定議)」は、「会長は書記をして議案即ち修正案を毎条に朗読せしめ其可否を問て議決を確定」(同第八項)する最終確定会議であり、この際、「確定議に於て一旦第二次会に議決せる修正案を廃棄する時は会長は仍ほ(もとどおりの意:筆者)原案に付して可否を議決せしむ可し」(同第九項)とあることから、第二次会で可決された修正案がこの第三次会で可決に至らなかった場合、会長は元の原案に戻して可否を議決する。つまり、原案が優先的に取り扱われる議事運営規則となっている。またこの第三次会の確定議は、議事確定が目的であり、原則的に動議や修正案の提出は認められていない(同第十項)。

注3) 本史料は、輪島市教育委員会文化財課所蔵の

「平成2~3年度古文書等緊急調査報告書能登輪島住吉神社文書」マイクロフィルム、ならびに神奈川大学常民文化研究所所蔵の冊子体資料の中から「N教育11鳳至・珠洲教育協議会日誌」(明治13年7月、野紙綴183)を許可を得て利用させていただいたものである。

### 文 献

- 鳳至郡役所(1973),石川県鳳至郡誌,名著出版:東京, p. 148.
- 今村嘉雄(1967)十九世紀に於ける日本体育の研究, 不昧堂出版:東京.
- 今村嘉雄(1970)日本体育史,不眛堂出版:東京(1951初版)。
- 石川県(1972)石川県史料第二巻:政治部,石川県立 図書館:金沢.
- 石川県教育史編纂委員会 (1974) 石川県教育史第一巻, 石川県教育委員会:金沢, pp. 226-269.
- 木村吉次 (1975) 日本近代体育思想の形成, 杏林書院: 東京.
- 木下秀明(1970)日本体育史研究序説:明治期における「体育」の概念形成に関する史的研究,不眛堂出版:東京.
- 日本近代教育史事典編集委員会(1971)日本近代教育 史事典,平凡社:東京, p. 5.

- 能勢修一(1995) 明治学校体育の研究:学校体操の確立過程,不味堂出版:東京.
- 大久保英哲(1998)明治期比較地方体育史研究:明治 期における石川・岩手県の体操科導入過程,不味堂 出版:東京.
- 大久保英哲(2007)金沢大学教育学部附属幼稚園創設前史の研究:梅田家文書「幼稚園設立趣意書」をめぐって,金沢大学教育学部附属幼稚園創立120周年記念誌,pp. 67-70.
- 真行寺朗生・吉原藤助(1997)近代日本体育史(復刻版),日本図書センター:東京(1928初版).
- 高島平三郎(2009)体育原理(復刻版),日本図書センター:東京(1904初版).
- 竹之下休蔵,岸野雄三(1959)近代日本学校体育史, 東洋館出版社:東京.
- 輪島市史編纂専門委員会(1975)輪島市史 資料編第 四巻 近世町方海運・近現代,石川県輪島市役所: 輪島, p. 852.
- 湯川嘉津美(2001)日本幼稚園成立史の研究, 風間書 房:東京, pp. 198-205.

(平成24年6月14日受付) 平成24年11月30日受理)

Advance Publication by J-STAGE Published online 2013/1/18